

福岡県公報

平成21年6月17日

第2979号

目次

告示(第1029号 - 第1038号)

土地改良区の定款の変更の認可	(農村整備課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
公共測定の終了	(県土整備総務課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	4

公告

貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	4
公安委員会		
北九州市警察部及び福岡県小倉北警察署の新庁舎の所在地及び開庁日	(警察本部警務課)	5

告示

福岡県告示第1029号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
深野土地改良区 城井郷土地改良区 船迫土地改良区 城井谷土地改良区 椎田土地改良区 荒木土地改良区 安武土地改良区 大善寺南部土地改良区	平成21年6月5日

福岡県告示第1030号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成21年5月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人韓ソリ
 - 代表者の氏名
李 征光
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区高木1丁目14番3 - 403号
 - 定款に記載された目的

この法人は、韓国伝統文化や芸能を中心に広く市民に紹介し、その芸術、芸能等の事業を通じた国際理解と交流を深め、ひいては更なるアジアの国際交流と友好増進に貢献・寄与することを目的とする。

福岡県告示第1031号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州大学こころとそだちの相談室

(2) 代表者の氏名

増田 健太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区屋形原3丁目9番54号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して臨床心理サービスに関する事業等を行う。また、そのサービスの担い手である当該地域の臨床心理士等に対して、臨床心理学に関する研修事業等を行うことでその資質の向上を図る。加えて、地域に根ざした臨床心理士のあり方とその養成等についての研究事業等を行う。

福岡県告示第1032号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エム・ワイ・ピー

(2) 代表者の氏名

加藤 治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市樟陽台2丁目14番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、天文普及・情報・文化の拠点である宗像ユリックスプラネタリウムにおいて、宗像市及びその周辺市民に対して、プラネタリウム番組に関する事業、プラネタリウム運營業務に関する事業、天文普及に関する事業を行い、豊かな地域文化の創造に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1033号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人創を考える会・北九州

(2) 代表者の氏名

岡野 正敏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区下到津一丁目2番1号U & Iビル303号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に、様々な芸術と出会う機会を提供するため、美術館の設立運営管理事業などを行い、芸術と技術に共通するものづくり文化の振興をはかり、もって不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1034号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、粕屋町駕与丁北部土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（粕屋町駕与丁北部土地区画整理事業に伴う出来形確認測量図作成）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
粕屋町駕与丁二丁目の一部地域	平成21年5月29日

福岡県告示第1035号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人たんがく

(2) 代表者の氏名

石井 徳久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市山内503番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、医療・教育・社会福祉・環境保全・農林に関する事業を行い、県民の健康で明るい豊かな生活の形成、青少年の健全育成と、国土の健全なる発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1036号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年5月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県学校支援ボランティア協会

(2) 代表者の氏名

古賀 万義

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市平347番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、学校に対して、教育活動及び職員が行っている様々な業務（以下、「学校業務」という。）に関する支援を行うことにより、子どもたちが志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもが育つ社会の実現

に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1037号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年5月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人くるめ日曜市の会
- (2) 代表者の氏名
若江 皇絵
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市津福本町306番地17
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市街地活性化のための農商連携による事業を通して、福岡市をはじめ近郊からの消費者の誘致による今後の新たな消費基盤の開拓により、久留米主要産業である農林水産物の消費拡大と、筑後地域の畜産・物産品の販売促進による久留米の経済の活性化に寄与し、地域住民が誇れる久留米を次世代に引き継ぐことを目指します。

福岡県告示第1038号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年6月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人福岡グリーンヘルパーの会
 - (2) 代表者の氏名
平野 照実
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市平野台1丁目17番17号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、未来に美しい豊かな自然や森を残し育てることを目的とし、会員相互の親睦をはかり、身近な自然や植物に対する知識と理解を深め、自然保護や環境保全の事業活動を通して、「自然との共生」及び「環境保全が持続可能な魅力ある循環型地域社会の形成」を目指し、公益の増進に寄与しようとするものである。

公 告

公告
貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年6月17日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分内容及び内容	適用条文
大光商事 周 栄会 (周本 利雄)	福岡県福岡市東区 千早5丁目18番6号	福岡県知事 (8)第03709号 平成20年11月14日	平成21年5月28日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の4第1項

公安委員会

福岡県警察本部告示第28号

北九州市警察部及び福岡県小倉北警察署の新庁舎の所在地及び開庁日を次のように公示する。

平成21年6月17日

福岡県警察本部長 田中 法昌

1 新庁舎の所在地（旧庁舎の所在地）

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号（北九州市小倉北区城内5番1号）

2 開庁日

平成21年6月29日（月）